

令和7年度愛媛県医療物資輸送ドローン航路設定業務仕様書

1. 事業目的

本業務は、大規模災害等による道路の寸断等で地域が孤立した場合に備え、陸路の輸送体制とは別に、無人航空機（ドローン）（以下「ドローン」という。）を活用し、必要な地域に迅速に医療物資を届けられる、陸路の状況に左右されない安全かつ確実な医療物資輸送体制を平時に構築しておくことで、安定的な医療提供体制を確保することを目的として実施する。

2. 委託業務

令和7年度愛媛県医療物資輸送ドローン航路設定業務

3. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4. 業務内容

令和7年度愛媛県医療物資輸送ドローン航路設定業務（以下、「本業務」という。）は、上記1の目的及び次の事項を踏まえ、災害時においてドローンを活用した迅速な医療物資輸送体制構築のため、ドローン航路を設定する。

（1）設定地域

ア. 物資輸送先拠点

ドローン航路を設定する物資輸送先拠点は、愛媛県（以下「県」という。）内の次の5地域とする。

なお、同地域内の具体的な位置（集積拠点）については、契約締結後、県、対象市町、受託者の3者で協議の上、決定するものとする。

（ア）西宇和郡伊方町豊之浦地域

（イ）八幡浜市日土地域

（ウ）八幡浜市穴井地域

（エ）西予市朝立地域

（オ）西予市津布理地域

イ. 物資輸送元拠点

ドローン航路を設定する物資輸送元拠点は、上記4（1）アで設定する集積拠点近辺とするが、具体的な位置については、契約締結後、上記1の目的及び事業者のドローンの搬送能力等も考慮し、県、対象市町、受託者の3者で協議の上、決定するものとする。

（2）航路設定

ア. 航路については、各地域の地形や電波状況等、設定に必要な事項について、それぞれ調査を行った上で設定すること。なお、設定に当たり関係機関との調整が必要な場合は、県及び受託者双方が協力の上、対応するものとする。

イ. 上記4（1）アで示す5地域のうち、1か所以上、設定する航路について、輸送訓練を兼ねたテスト飛行を行うこと。ただし、テスト飛行を行う地域は、県及び受託者の双方で協議の上、決定するものとする。

ウ. その他、上記1の目的達成に向け、より効果的なものとなるよう、設定に係

る手法等について創意工夫を図ること。

(3) 輸送想定物資

ア. 設定する航路において輸送する物資は、次のものとする。

- ・医薬品
- ・可搬式衛星通信設備
- ・医療資機材

イ. テスト飛行にあっては、受け渡し時の安全性等を考慮し、原則、着陸での受け渡しとする。ただし、テスト飛行において、実運用等を考慮し、より効果的な方法を提案する場合はこの限りでないが、その場合は飛行許可・承認等必要な手続きについて、飛行前に完了させておくこと。

(4) ドローンの仕様

上記4(2)イにおけるテスト飛行のために使用するドローンについては、次の条件を満たすものとする。

ア. 運搬積載量（ペイロード）

上記4(3)の物資について最低3kgの物資が輸送可能であること。

イ. 航行距離

片道5km以上航行可能であること。

ただし、復路においては、積載物はないものとして積算してもよい。

(5) 成果物

ア. 本業務により設定したドローン航路については、CD-R、DVD-Rその他の電子記録媒体に格納の上、納品すること。

イ. 設定したドローン航路の電子ファイルについては、PDF形式等、県が当該ファイル閲覧のために別途ソフトウェアのインストールを行うことなく、閲覧可能なものであること。

5. 業務の実施

(1) 受託者は、契約締結後、遅滞なく、受託者が提案した企画提案書を基に、業務実施に向けたスケジュール等について県と協議の上、業務計画書を作成して県に提出すること。

(2) 受託者は、本業務の実施に当たり、愛媛県会計規則（昭和45年規則第18号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令、条例等を遵守すること。

(3) 受託者は、本業務の実施に当たっては、県の信用を損なう行為や不名誉となる行為は絶対にしないこと。

(4) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の進捗状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(5) 委託業務完了後、受託者は、速やかに実績報告書を作成し、県の検査を受けること。

(6) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

6. 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

7. 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者が本業務で得られた成果は、原則として県に帰属する。

(2) 秘密保持

ア. 本業務に関し、受託者から県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用してはならない。

イ. 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県のご了解なく公表又は使用してはならない。

ウ. 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

8. その他

(1) 業務を実施するに当たっては、県と十分に連絡調整を行うこと。

(2) 本業務に関する具体的な内容は、契約締結後、受託者の提案内容に基づき打ち合わせを行い、県と受託者双方が合意の上、決定するとともに、業務の実施に当たっては、県と受託者双方が協議を重ねながら行うものとする。

(3) その他業務遂行に当たり疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項は、県と受託者の協議により決定する。